

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第15号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 株式会社大阪水道総合サービス

所 管 所 属：水道局

通 知 日：令和 8 年 6 月 30 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	固定資産の計上について改善を求めたもの 経理規程細則によると、「取得価額が10万円未満の減価償却資産は、取得時に費用として処理する」と規定されているが、法人では、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産も、取得時に費用として処理していた。 【指摘事項】 本法人は、固定資産に関するあるべき会計処理を整理し、固定資産の処理方法の見直しや経理規程細則の改定等、適切な対応を行われない。	経理規程細則と経理処理との間に生じている齟齬については、令和 7 年11月 1 日付けで経理規程細則第21条を次のとおり改定した。 「ただし、耐用年数が 1 年未満又は取得価額が20万円未満の減価償却資産は、取得時に費用として処理することも可能とする」を追記した。	措置済	令和 7 年11月 1 日
2	固定資産の現状調査について改善を求めたもの 本法人では、固定資産の現状調査は、固定資産管理部署へ電話調査を実施し、調査結果を固定資産台帳に反映して総務担当課長決裁を得ているが、固定資産台帳には固定資産の現状調査に関する情報（実施日や実物を確認した職員など）は記録されていなかった。 【指摘事項】 本法人は、固定資産の現状調査において、現物確認の実施者、確認方法、確認日時などを書面で記録し、適切な固定資産の管理が実施できる仕組みを構築されたい。	固定資産の現状調査については、新たに経理規程細則に定めた固定資産確認表を現地の担当者に送付し、現地の担当者は確認表と現物を照合の上、確認表に現物確認の実施者、確認方法、確認日時などを書面に記録し、経理担当者がその報告内容を確認するという仕組みを令和 7 年度決算より構築し、令和 7 年度分の固定資産の实地照合を令和 8 年 3 月 31 日に実施した。	措置済	令和 8 年 3 月 31 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	団体に対する指導監督について改善を求めたもの 水道局は、「水道管等の維持管理業務」について、受託可能な民間事業者が存在しないため、本市が100%出資している本法人に段階的に受託させることとなった。本法人は、法人規模と比較して小さくはない準備コストが生じていたが、準備コスト負担の在り方について、水道局と本法人の双方で十分に協議・整理された事実は確認できなかった。 【指摘事項】 水道局と本法人は、水道局が令和8年度以降、緊急対応、管路維持、用地保全等、本法人にノウハウがない業務について、入札にすることができずに本法人に委託する場合には、新規人員採用コストをはじめとする受託体制構築に要するコストも含め、負担の在り方（分担）についてそれぞれ検討の上、双方で協議し、書面に残されたい。 また、水道局は、今後、団体の経営に大きく影響を及ぼす大規模事業委託を行う場合には、事業担当部署のみならず監理担当部署も一体となり、団体の自律的な運営に配慮し、準備期間も含めて適切に業務委託を進めることができるような仕組みを構築されたい。	本件監査指摘の前提となった管路保全業務の試行実施に係る事前の人材確保（以下「本件人材確保」という。）は、当該団体において、従前から取り組んできたことの一環である。具体的には、令和6年度から令和8年度までの中期計画の策定時に、今後の受注拡大に対応するために人材等のリソースをあらかじめ拡充しておく必要があるとの認識のもと、戦略的な先行投資を行う方針を掲げており、令和6年度から他都市の新規案件受託を見据えた人材の拡充を進め、令和7年度に本件人材確保を実施したものである。 指摘事項に対する措置として、当該団体の経営に大きな影響を及ぼす大規模事業の委託を行うに当たっては、事業担当部署から委託内容の提示を受けた団体が、自らの中長期的な経営戦略を踏まえ、その実施方法や収支への影響を検討の上で当該担当部署と協議を行い、その後、監理担当部署がその内容を確認することとした。当該フローは令和8年6月16日に開催された大阪市水道局外郭団体監理委員会にて審議し、決定した。 なお、団体との協議や合意事項等については、引き続き、その最終的な結果を団体が策定する中期計画、年度計画に反映するとともに、検討内容及び当該協議の過程についても、内容に応じて必要なものを文書化し、適切に管理していくこととした。	措置済	令和8年6月16日